

～添付書類のお願い～

法人税の確定申告の際に税務署に提出した別表等のうち、次のものの写しを添付してください。

- 別表四の二付表（個別所得の金額の計算に関する明細書）
- 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書

連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の連結事業年度に控除対象個別帰属調整額がある場合には、「控除対象個別帰属調整額の控除明細書（第6号様式別表2）」に以下の別表の写しも必ず提出してください。提出がない場合、以後の連結事業年度又は事業年度において控除対象個別帰属調整額を個別帰属法人税額又は法人税額から控除することはできません。（地方税法第53条第8項、同第321条の8第8項）

- 別表七（一）（欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書）
…最初の連結事業年度の直前の事業年度のもの
- 別表七の二（連結欠損金等の損金算入に関する明細書）
…連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの
- 別表七の二付表二（連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書）
…連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの

連結欠損金がなく、連結親法人が別表七の二を作成していない場合は、上記の別表七の二及び別表七の二付表二の代わりに、下記の別表を添付してください。

- 別表四の二（連結所得の金額の計算に関する明細書）
…連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの

※ 平成22年4月1日以後終了連結事業年度から、「別表七の二付表一」は下記の別表に変更されています。

(旧) 別表七の二付表一

(連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書)

(新) 別表七の二 付表二

(連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書)